

入居者生活保証制度運用規程

施行：H19. 4. 26
改正：H19. 8. 24
改正：H24. 10. 17
改正：H25. 4. 1

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という）が運営する入居者生活保証制度（以下「本制度」という。）について、入居者生活保証制度業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、運用方法を定めることを目的とする。

(金銭保証事業の加入対象)

第2条 業務方法書第4条第1号の事業の対象は、原則として次の各号のすべてに該当する入居契約とする。

- (1) 老人福祉法第29条第6項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第12号に基づく保全措置が必要となる入居契約。
- (2) 入居者の終身利用権を約定する入居契約。但し、入居者に対して約定する利用権の期間について、明示的に終身と定めていない場合であっても、更新条項又は再契約の規定等により、実質的に終身に準ずる期間の利用権を約定していると認められる場合を含むものとする。

(拠出金の納入)

第3条 会員が拠出金の納入を行う際は、振込手数料を負担して所定の銀行口座に振り込むものとする。

2 会員が、前項の口座とは異なる当協会の口座に振り込んだ場合は、振込手数料を減じた上で当該拠出金を返還するものとする。

(拠出金の返還特例)

第4条 本制度に登録された入居者の保証終了が、次の各号のすべてに該当する場合は、入居者生活保証制度業務方法書第14条の規定にかかわらず、本協会は、当該保証に係る拠出金を返還するものとする。

- (1) 入居契約に定める起算日から解約及び死亡による契約の終了が3月以内であること
- (2) 保証の終了があった日から起算して14日以内に、本手続に要する書類が本協会に提出されたこと

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則

1. 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。